

【6】 受具足戒資格審査項目（遮・難）の制定

はじめに

前章においては「律藏」の「受戒韃度」のうち、いわば「十衆白四羯磨具足戒章」とでも名づけるべき部分によって、「十衆白四羯磨具足戒法」の制定の経過とこれが制定されたことによるサンガの成立について考察した。実は「受戒韃度」は「十衆白四羯磨具足戒法」とその施行細則を説くことが主題で、ここに至るまでの「善来具足戒章」「三歸依具足戒章」「十衆白四羯磨具足戒章」は、大きくいえば「十衆白四羯磨具足戒法」制定の因縁譚として記述されているにすぎない。だからこそ『十誦律』や『僧祇律』はこれらの部分は記述せずに、ここで検討しようとする「十衆白四羯磨具足戒施行細則章」のみによって構成されているのである。

それでは「十衆白四羯磨具足戒法」の施行細則とは何かといえば、その中心はいわゆる「十遮十三難」と呼ばれるものであるとあってよいであろう。これは具足戒を受けてサンガに入団しようとする者に対して行われる資格審査会議（羯磨）における審査項目のことである。「難」というのは、出家しても修行・得果の効果が期待できない者やサンガに加入を認めるとサンガに混乱を生じさせる恐れがある者についての審査項目で、もし誤って具足戒が与えられてしまった場合はサンガから放逐される（*nāseti*）⁽¹⁾。これに対して「遮」というのは、出家すれば修行・得果の効果が期待できるけれども、出家修行の条件が整っていない者を審査する項目で、もし誤って具足戒が与えられた場合はサンガにそのまま止まることができる⁽²⁾。実はこの「十遮十三難」という言葉は中国において「遮」は13種、「難」は10種にまとめられたことによって名づけられたものであるが、以下にみるように諸種の「律藏」では「遮」「難」の項目は必ずしも一定せず、むしろバラバラであるからこの数も一定しているわけではない。

なおこの1つ1つの審査項目の制定については、それぞれに簡単ではあるけれども制定の因縁が記されているので、これらはすべて別時に制定されたような印象を与えるが、前章においても論じたように、これはただ制定理由を記すことが目的であって、必ずしもこれらが別時に制定されたことを示すものではないと理解すべきである。もちろんその1つ1つを細かに検討してみなければならぬが、総体的に言えば白四羯磨具足戒法が制定されると同時に制定されたと考えてよいであろう。サンガの会議において、受具足戒希望者をサンガへ入団させるか否かを審議する時に、その審査基準がまったく作られていなかったということは考えられないからである。もしこのような客観的な基準がなければこの会議は支離滅裂なものとなって收拾がつかなくなることは必定である。

このように考えると、これら「十遮十三難」は総体的に言えば「十衆白四羯磨具足戒法」の制定された釈尊46歳＝成道第12年の後半期（成道後12回目の雨安居の後）に制定されたはずであるが、「総体的に」として大ざっぱなままに放置しておくのも好ましく

ないと考えて、章を改めて考えてみることにしたのである。

- (1) 『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』などでは「滅擯」という語が使われ、『僧祇律』では「驅出」という言葉が使われている。
- (2) 具足戒を与えた者には突吉羅罪 (*dukkata*) が適用される。『四分律』は「如法治」、『五分律』『十誦律』は「突吉羅」、『僧祇律』は「越比尼罪」、『根本有部律』は「越法罪」という言葉が用いられている。

[1] 出家資格審査項目

ところで「十衆白四羯磨具足戒」を受けてサンガに入団を希望する者は、まず和尚を請うた後、サンガに具足戒を受けたい旨の「求聴羯磨」を行い、サンガがこれを受理すると、次には受具足戒の志願者に対して「出家資格審査項目」の条件に合致しているかどうかを確認するために教誡する (*anusāsati*) 者⁽¹⁾を選任し、選任された者は志願者をサンガのメンバーから見えるけれども声の聞こえないところに引率して行って⁽²⁾、これらの項目に合致しているかないかを確認し、その後サンガのメンバーの面前で再び確認することになっている。そしてこの資格審査を通った者が、次に10人以上のメンバーからなるサンガによって比丘としてサンガに加入させてよいかどうか審議され、白四羯磨によって決定されるのである。この審議・決定される場所を『五分律』は「戒壇」と呼び⁽³⁾、『四分律』は「小界」と呼んでいる⁽⁴⁾。先にも述べたように、白四羯磨具足戒はもちろんサンガとして与えるのであるが、この具足戒はサンガの居住地域を界とする「大界」のなかに一定の区画を区切って「戒壇」あるいは「小界」とよぶ独立した界を設け、ここにおいて多くの場合はサンガの全メンバーではなくその中の代表者によって行われるので、この場合はサンガではなく「衆 (*gaṇa*)」という言葉が用いられる。ただしこの羯磨は自恣や布薩など大界のすべてのメンバーが集まるときに行われてもよいことになっているので⁽⁵⁾、この時にはこの羯磨への出席者はサンガの全メンバーということになる。

まずこの「出家資格審査項目」にはどのようなものがあるかを調査するところから始める。

- (1) 『パーリ律』 (*Vinaya* vol. I p.094) は「聰明有能なる比丘」とするのみであるが、『四分律』 (大正 22 p.814 下) 『十誦律』 (大正 23 p.156 上) はこれを「教授師」、『五分律』 (大正 22 119 下) 『僧祇律』 (大正 22 p.413 上) は「教師」と呼んでいる。
- (2) 『パーリ律』 (*Vinaya* vol. I p.094) は「一辺に (*ekamantaṃ*)」とするのみであるが、『四分律』 (大正 22 p.814 下) は「眼見耳不聞処に置き」とし、『五分律』 (大正 22 p.119 下) は「戒壇外の眼見耳不聞語処に著し」とする。
- (3) 大正 22 p.111 下
- (4) 大正 22 p.811 上
- (5) 『五分律』 (大正 22 p.111 下) には「布薩時、自恣時、僧自集時に具足戒を受くるを聴す」とされている。

[1-1] 一般にいわれる「十三難」「十遮」という言葉とその内容は、唐・道宣の『四分律刪繁補闕行事鈔』卷上之三⁽¹⁾において、次のように記されている。

まず「十三難」は以下の項目であって、これらは具足戒を与えられる資格を有しない者で

あり、次のように解説されている。

- ① 辺罪：先に比丘であった時に重禁を破り、もう一度受具を希望する者。
- ② 犯比丘尼：清浄なる比丘尼を汚した者。
- ③ 賊心多戒：利養のために自ら出家した者。
- ④ 破内外道：昔外道であった者が仏法において具足戒を受けてから本道に還り、今また重ねて来た者。
- ⑤ 黄門：男性の機能のない者。
- ⑥ 殺父
- ⑦ 殺母
- ⑧ 殺阿羅漢
- ⑨ 破僧：破法輪僧であり、破羯磨僧は難ではない⁽²⁾。
- ⑩ 出仏身血
- ⑪ 非人：八部鬼神の人形に変作した者
- ⑫ 畜生：人形になってきた龍などの畜生
- ⑬ 二形：男女二根を具した者

次が「十遮」であり、次のように問う。質問にきちんと答え、また質問の内容に応じて「イエス」あるいは「ノー」とはっきりと答えられれば審査を通過する。

- ① 字は誰か。
- ② 和尚の字は誰か。
- ③ 年 20 に満ちているか。
- ④ 衣鉢は具足しているか。
- ⑤ 父母が許しているか。
- ⑥ 負債はないか。
- ⑦ 賤人（奴隸）でないか。
- ⑧ 官人でないか。
- ⑨ 丈夫⁽³⁾であるか。
- ⑩ 癩・癰疽・白癩・乾疥・顛狂などの病気でないか。

(1) 大正 40 pp.026 下、028 下

(2) 「破法輪僧」は提婆達多のようなブツダに対する叛逆罪であり、「破羯磨僧」は「各地に散在する個別のサンガ」を破ることである。詳しくは拙稿「『破僧』考」（『大倉山論集』第 38 輯 1995 年 12 月 大倉精神文化研究所）を参照されたい。

(3) 一人前の男子をさす。

[1-2] しかし律蔵に記されている授戒の際に問われる審査項目（質問事項）は前述したように、各「律蔵」において必ずしも一定しておらず、むしろバラバラであるといってよい。そこで各「律蔵」が上げる審査項目を表にして掲げておく。ただし「律蔵」本文に「遮」「難」を解説する所と、授具足戒羯磨の時に実際に問われるべしとされる審査項目が異なる部分があるので、ここでは質問される審査項目を掲げる。また「律蔵」によってはアイデンティファイしにくい項目もあるが、筆者なりの理解で整理したものである。またもとは 1 つ

【6】受具足戒資格審査項目（遮・難）の制定

の項目であるものを分立させた場合も、複数に分かれている項目を1つに併せた場合もある。
 なお「難」に属するものは●で、「遮」に属するものは○で示したが、質問中にこれらが分けられているわけではなく、これも筆者の理解によったものである。

なお表中には文献名を示す余白がないので以下の数字をもって示した。

- ①『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.093）
- ②『四分律』（大正 22 p.814 下）
- ③『曇無徳律部雜羯磨』（大正 22 p.1042 中）
- ④『羯磨』（大正 22 p.1053 中）
- ⑤『五分律』（大正 22 p.119 下）
- ⑥『弥沙塞羯磨本』（大正 22 p.217 中）
- ⑦『十誦律』（大正 23 p.156 上）
- ⑧『十誦羯磨比丘要用』（大正 23 p.501 上）
- ⑨『僧祇律』（大正 22 p.413 中）
- ⑩『根本説一切有部百一羯磨』（大正 24 p.457 上）

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
五種の病気でない	○		○	○	○	○	○	○	○	○
人	○				○	○				
男	○		○	○	○		○	○	○	○
奴隷でない	○		○	○	○	○	○	○	○	○
負債がない	○		○	○	○	○	○	○	○	○
王臣でない	○		○	○	○	○	○	○	○	○
官事を犯していない							○	○		
王家に陰謀していない							○	○	○	○
賊でない										○
父母が許している	○		○	○	○	○	○	○	○	○
満 20 歳	○		○	○	○	○	○	○	○	○
衣鉢を具している	○		○	○	○	○	○	○	○	○
名は何か	○		○	○	○	○	○	○	○	○
和尚の名は何か	○		○	○	○	○	○	○	○	○
辺罪を犯していない		●	●	●		●	○	○	●	●
犯比丘尼していない		●	●	●		●			●	●
賊心入道でない		●	●	●		●			●	●
外道でない										●
壊二道でない		●	●	●		●				●
黄門でない		●	●	●		●			●	●

殺父していない		●	●	●		●			●	●
殺母していない		●	●	●		●			●	●
殺阿羅漢していない		●	●	●		●			●	●
破僧していない		●	●	●		●			●	●
出仏身血していない		●	●	●		●			●	●
非人でない		●	●	●		●			●	●
畜生でない		●	●	●		●				
二根でない		●	●	●		●			●	

[2] 十遮十三難の制定因縁の概観

前項に掲げたのは、授戒の際に質問される項目としてあげられたものであるが、「律蔵」本文においてこれらが規定される時にはここに含まれていないものもあるので⁽¹⁾、以降は「律蔵」本文中に記されているすべての項目を対象とすることにする。なおこれら項目がどのような因縁によって定められるようになったのかということが、この制定の時点を推定せしめる材料になるのであるが、ほとんどは単純な因縁であってそれほど詳しいものではなく、また数も多いので、原則としてその因縁譚における仏在処（園名などは省略する）と登場人物を掲げるのみに止めた。なお登場人物は当該項目制定の直接の因縁になったとされるいわゆる悪比丘ばかりではなく、ウパーリなどの善比丘も含む。「－」はこの記述がないことを示す。

なお各「律蔵」によって必ずしもきちんと対応しないが、ここでは『パーリ律』を中心としてそれに対応する漢訳「律蔵」を掲げるとい形をとりたい。したがって番号は前項の『四分律刪繁補闕行事鈔』を整理した際の番号と同じではない。

(1) 本来は一致すべきであるが、何らかの手違いが生じているのであろう。

[2-1] まず「難」の項目から始める。

①黄門 (paṇḍaka)

『パーリ律』「大毘尼度」(Vinaya vol. I p.085) = 仏在処：－、登場人物：－

『四分律』「受戒毘尼度」(大正 22 p.812 中) = 仏在処：－、登場人物：－⁽¹⁾

『五分律』「受戒法」(大正 22 p.117 下) = 仏在処：－、登場人物：－⁽²⁾

『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.153 中) = 仏在処：王舎城、登場人物：跋難陀釈子

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.417 下) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－⁽³⁾

②賊住者 (theyyasamvāsaka)

『パーリ律』「大毘尼度」(Vinaya vol. I p.086) = 仏在処：－、登場人物：ウパーリ

『四分律』「受戒毘尼度」(大正 22 p.811 下) = 仏在処：パーラーナシー、登場人物：－

- 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.118 上) = 仏在処：－、登場人物：－
 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.153 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－
 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.417 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－

③壞二道

- 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.807 中) = 仏在処：－、登場人物：裸形布薩
 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.118 上) = 仏在処：－、登場人物：跋難陀の弟子の尼
 毘比丘
 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.153 上) = 仏在処：王舎城、登場人物：－
 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.417 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－

④外道に走った者 (titthiyapakkhantaka)

- 『パーリ律』 「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.086) = 仏在処：－、登場人物：－
 『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1038 中) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－

⑤畜生 (tiracchānagata)

- 『パーリ律』 「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.087) = 仏在処：－、登場人物：ウパーリ
 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.812 下) = 仏在処：バーラーナシー、登場人物：－
 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 下) = 仏在処：－、登場人物：－
 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.154 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－

⑥殺母者 (mātughātaka)

- 『パーリ律』 「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.088) = 仏在処：－、登場人物：ウパーリ
 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.813 上) = 仏在処：－、登場人物：－
 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) = 仏在処：－、登場人物：－
 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.153 下) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－
 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.417 中) = 仏在処：舎衛城、登場人物：舍利弗、
 都夷婆羅門
 『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1038 下) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－

⑦殺父者 (pitughātaka)

- 『パーリ律』 「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.087) = 仏在処：－、登場人物：－
 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.813 上) = 仏在処：－、登場人物：－
 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) = 仏在処：－、登場人物：－
 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.417 中) = 仏在処：舎衛城、登場人物：舍利弗、
 都夷婆羅門
 『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1040 上) = 仏在処：－、登場人物：－

⑧殺阿羅漢者 (arahantaghātaka)

- 『パーリ律』 「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.088) = 仏在処：－、登場人物：－
 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.813 上) = 仏在処：－、登場人物：－
 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) = 仏在処：－、登場人物：－
 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.154 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－
 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.154 下) = 仏在処：舎衛城、登場人物：－
 『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1040 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：波斯匿

王、毘楼盧沢迦頼吒大将

⑨汚比丘尼者 (bhikkhunīdūsaka)

『パーリ律』 「大毘度」 (Vinaya vol. I p.089) = 仏在処：一、登場人物：一

『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.811 下) = 仏在処：一、登場人物：一

『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) = 仏在処：一、登場人物：一

『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.152 下) = 仏在処：舎衛城、一、登場人物：一

『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.416 中) = 仏在処：ヴェーサーリー、登場人物：
法予比丘尼、阿難

⑩破僧者 (saṃghabhedaka)

『パーリ律』 「大毘度」 (Vinaya vol. I p.089) = 仏在処：一、登場人物：一

『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.813 中) = 仏在処：一、登場人物：ウパーリ、提婆
達多

『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) = 仏在処：一、登場人物：提婆達多

『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.154 下) = 仏在処：舎衛城、登場人物：一

『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1040 中) = 仏在処：一、登場人物：ウパーリ

⑪出仏身血者 (lohituppādaka)

『パーリ律』 「大毘度」 (Vinaya vol. I p.089) = 仏在処：一、登場人物：一

『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.154 下) = 仏在処：舎衛城、登場人物：一

『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1040 中) = 仏在処：一、登場人物：ウパーリ

⑫二根 (ubhatovyañjanaka)

『パーリ律』 「大毘度」 (Vinaya vol. I p.089) = 仏在処：一、登場人物：一

『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.813 中) = 仏在処：一、登場人物：一

『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.118 上) = 仏在処：一、登場人物：一

⑬辺罪者

『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.809 中) = 仏在処：王舎城、登場人物：難提比丘 (4)

『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.118 上) = 仏在処：一、登場人物：孫陀羅難陀跋耆子

『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.154 下) = 仏在処：一、登場人物：一

『根本有部律』 「出家事」 (大正 23 p.1040 下) = 仏在処：一、登場人物：一

(1) 「自分で男根を断じたものは滅擯せよ。その他賊や獣に切られたものは滅擯すべからず」とされている (『四分律』 「受戒毘度」 大正 22 p.813 中)。これにも仏在処、登場人物はない。

(2) 「断根者は滅擯」 (『五分律』 「受戒法」 大正 22 p.119 上) とされている。これにも仏在処、登場人物はない。

(3) 「3 種は驅出、3 種は驅出するべからず」とされている。驅出するべき 3 種は生不能男、捺破不能男、割却不能男であり、驅出すべからざる 3 種は因他起不能男、妬不能男、半月不能男である。

(4) 『四分律』 には辺罪を犯した者に具足戒を与えてはならないことを定める因縁は記されていないようである。ここでは不浄行を犯した難提比丘が波羅夷戒白四羯磨を受けて、僧残罪のような処罰に服しつつサンガに残留しているが、もし再度不浄行を犯した場合は滅擯すべしと説かれている。漢訳律の『四分律』 『五分律』 『十誦律』 『僧祇律』 などにおいては、不浄罪については再出家あるいはそのままサンガに残ることを許されているので、それが反

映したものであろう。【論文 20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」（「モノグラフ」第 16 号 2010 年 1 月）p.108 参照。

[2-2] 次に「遮」の項目である。

① 5 種の病気でない

『パーリ律』「大毘度」（*Vinaya* vol. I p.071）＝仏在処：王舎城、登場人物：ジーヴァカ、ピンビサーラ王

『四分律』「受戒毘度」（大正 22 p.808 下）＝仏在処：摩竭国、登場人物：耆婆童子

『五分律』「受戒法」（大正 22 p.116 上）＝仏在処：摩竭国、登場人物：瓶沙王、耆域

『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.152 中）＝仏在処：王舎城、登場人物：耆婆薬師、併沙王

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.420 中）＝仏在処：王舎城⁽¹⁾、登場人物：耆域医

『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1034 中）＝仏在処：王舎城、登場人物：侍縛迦医王、勝光王

② 身体障害でない

『パーリ律』「大毘度」（*Vinaya* vol. I p.091）＝仏在処：－、登場人物：－

『四分律』「受戒毘度」（大正 22 p.814 上）＝仏在処：－、登場人物：－

『五分律』「受戒法」（大正 22 p.119 上）＝仏在処：－、登場人物：－

『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.154 下）＝仏在処：舎衛城、登場人物：－

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.418 中）＝仏在処：舎衛城、登場人物：－

『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1040 下）＝仏在処：舎衛城、登場人物：六群比丘

③ 王臣（*rājabhaṭṭa*）でない⁽²⁾

『パーリ律』「大毘度」（*Vinaya* vol. I p.073）＝仏在処：－、登場人物：ピンビサーラ王

『四分律』「受戒毘度」（大正 22 p.811 下）＝仏在処：舎衛城、登場人物：波斯匿王

『五分律』「受戒法」（大正 22 p.116 中）＝仏在処：－、登場人物：阿闍世王

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.419 下）＝仏在処：王舎城、登場人物：ピンビサーラ王

『根本有部律』雜事（大正 24 p.280 中）＝縁処：舎衛城、登場人物：波斯匿王

④ 盗賊でない

『パーリ律』「大毘度」（*Vinaya* vol. I p.074）＝仏在処：－、登場人物：アングリマラー⁽³⁾

『パーリ律』「大毘度」（*Vinaya* vol. I p.075）＝仏在処：－、登場人物：ピンビサーラ⁽⁴⁾

『パーリ律』「大毘度」（*Vinaya* vol. I p.075）＝仏在処：－、登場人物：－⁽⁵⁾

『四分律』「受戒毘度」（大正 22 p.807 下）＝仏在処：－、登場人物：－⁽⁶⁾

『五分律』「受戒法」（大正 22 p.115 下）＝仏在処：－、登場人物：－⁽⁷⁾

⑤答刑を受けた者 (*kasāhata katadaṇḍakamma*) でない

『パーリ律』「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.075) = 仏在処：一、登場人物：一

⑥烙印の刑を受けた者 (*lakkhaṇāhata katadaṇḍakamma*) でない

『パーリ律』「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.076) = 仏在処：一、登場人物：一

⑦負債 (*iṇāyika*) がない

『パーリ律』「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.076) = 仏在処：一、登場人物：ビンビサーラ王

『四分律』「受戒毘度」 (大正 22 p.807 下) = 仏在処：一、登場人物：ビンビサーラ王

『五分律』「受戒法」 (大正 22 p.115 上) = 仏在処：一、登場人物：ビンビサーラ王

『十誦律』「受具足戒法」 (大正 23 p.152 上) = 仏在処：王舎城、登場人物：ビンビサーラ王

『僧祇律』「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.420 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：一

『根本有部律』「出家事」 (大正 23 p.1033 中) = 仏在処：舎衛城、登場人物：勝軍王 = コーサラ王

⑧奴隸 (*dāsa*) でない

『パーリ律』「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.076) = 仏在処：一、登場人物：一

『四分律』「受戒毘度」 (大正 22 p.807 中) = 仏在処：王舎城、登場人物：ビンビサーラ王

『五分律』「受戒法」 (大正 22 p.115 中) = 仏在処：一、登場人物：ビンビサーラ王

『十誦律』「受具足戒法」 (大正 23 p.151 下) = 仏在処：王舎城、登場人物：ビンビサーラ王

『僧祇律』「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.421 中) = 仏在処：カピラヴァットウ、登場人物：浄飯王

『根本有部律』「出家事」 (大正 23 p.1033 上) = 仏在処：舎衛城、登場人物：波斯匿王

⑨満 20 歳 (*visativassa*) (8)

『パーリ律』「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.077) = 仏在処：一、登場人物：ウパーリ童子、阿難

『四分律』「受戒毘度」 (大正 22 p.807 下) = 仏在処：王舎城竹林園、登場人物：ウパーリ童子、阿難

『五分律』「受戒法」 (大正 22 p.115 中) = 仏在処：一、登場人物：畢陵伽婆蹉

『十誦律』「受具足戒法」 (大正 23 p.150 中) = 仏在処：王舎城、登場人物：ウパーリ童子、大目犍連、阿難

『根本有部律』「出家事」 (大正 23 p.1032 中) = 仏在処：舎衛城、登場人物：ウパーリ童子、大目犍連、阿難

⑩老人でない

『僧祇律』「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.421 中) = 仏在処：舎衛城、登場人物：一 (9)

⑪父母の許可を得ている (*anuññāta mātāpitūhi*)

『パーリ律』「大毘度」 (*Vinaya* vol. I p.082) = 仏在処：カピラヴァットウ、登場人

【6】受具足戒資格審査項目（遮・難）の制定

物：浄飯王、ラーフラ、舍利弗、難陀

『四分律』 「受戒捷度」（大正 22 p.809 下）＝仏在処：カピラヴァットウ、登場人物：浄飯王、ラーフラ、舍利弗、難陀

『五分律』 「受戒法」（大正 22 p.116 下）＝仏在処：カピラヴァットウ、登場人物：浄飯王、ラーフラ、舍利弗、難陀

『十誦律』 「受具足戒法」（大正 23 p.152 下）＝仏在処：カピラヴァットウ、登場人物：浄飯王、ラーフラ、舍利弗、難陀

『僧祇律』 「雜誦跋渠法」（大正 22 p.421 上）＝仏在処：カピラヴァットウ、登場人物：浄飯王

『根本有部律』 「出家事」（大正 23 p.1035 上）＝仏在処：カピラヴァットウ、登場人物：浄飯王、難陀、ラーフラ

『根本有部律』 「出家事」（大正 23 p.1034 上）＝仏在処：舎衛城、登場人物：－ (10)

⑫和尚を請うている

『パーリ律』 「大捷度」（*Vinaya* vol. I p.089）＝仏在処：－、登場人物：－

『四分律』 「受戒捷度」（大正 22 p.813 下）＝仏在処：－、登場人物：－

『五分律』 「受戒法」（大正 22 p.119 中）＝仏在処：－、登場人物：－

⑬鉢衣を具している (*paripuṇṇan te pattacīvaram*)

『パーリ律』 「大捷度」（*Vinaya* vol. I p.090）＝仏在処：－、登場人物：－

『四分律』 「受戒捷度」（大正 22 p.811 下）＝仏在処：－、登場人物：－

『五分律』 「受戒法」（大正 22 p.119 中）＝仏在処：－、登場人物：－

- (1) テキストは「舎衛城迦蘭陀竹園」とするが、三本にしたがって王舎城を採用した。
- (2) 『十誦律』にも、授戒の時の質問事項には「官人」や「官事」などが含まれているが、本文中にこの項目の制定因縁は記されていないようである。
- (3) 「名称強盜 (*dhajabaddha cora*) 」とされている。
- (4) 「破獄の盜賊 (*kārabhedaka cora*) 」とされている。
- (5) 「表記された盜賊 (*likhitaka cora*) 」とされている。
- (6) 「破獄の盜賊」とされている。
- (7) 「犯罪人」とされている。
- (8) 『僧祇律』にも授戒の際の質問事項には含まれているが、本文中にはこの制定因縁は記されていないようである。
- (9) 「老人にして造事に堪能でない者」であって、年齢規定があるわけではない。
- (10) 1 長者の息子が因縁で、「父母に告げないで出家させてはならない」と定められたとする。

[3] 「五種の病気」など資格審査各項目の制定年

以上をもとにして、資格審査各項目の制定年を考えてみよう。

[3-1] 上記概観から判るように、これらの因縁譚には仏在処や登場人物が記されていない場合が多い。特に『パーリ律』ではそのほとんどがこのケースである。また記されている場合でも、各「律蔵」によってバラバラであって信頼できるようなものは少ない。これは要

するに、それぞれの資格審査項目は、そのような状況がありえたり予想されたりするので定められたものであって、実際に具体的な事件なり問題が生じて、それが制定のきっかけになったのではないということをも語るであろう。したがって「人（manussa）である」「男（purisa）である」とか「名は何（kiṃ nāmo）か」、「和尚の名は何か」などは因縁譚そのものがない。

しかしながら各「律蔵」で共通するかなり細かな因縁譚が記されているものもあり、その代表は「遮法」の①「5種の病気でない」と、⑩「父母の許可を得ている」であり、さらに「遮法」の⑦「負債がない」や、⑧「奴隷でない」、⑨「満20歳」もこれに含めてよいであろう。そこでこれらを検討する。

まず「5種の病気でない」は医師のジーヴァカが因縁譚の主人公である。このジーヴァカについては発表の順序が後先になるが、「研究ノート」として「ジーヴァカの侍医就任年」という草稿をすでに執筆済みであり、ここではジーヴァカがタッカシラーの留学から帰って、マガダの王室と「釈尊を和尚とするサンガ」の侍医に就任したのは釈尊45歳＝成道11年としてあり、王舎城に伝染病が流行してジーヴァカのところに人々が殺到したのは釈尊46歳＝成道12年の雨期中のことであったとしてある。このようなことがあったので、釈尊が「十衆」を制定された**釈尊46歳＝成道第12年の後期には、「5種の病気でない」も真っ先に審査項目の中に取り入れられた**であろう。

次に、「父母の許可を得ている」ことを審査項目とすることが定められたのは、釈尊が自分の息子のラーフラを出家させた時で、これは釈尊が出家後はじめてカピラヴァットゥに帰郷したときのこととされている⁽¹⁾。これについては「コーサラ国波斯匿王と仏教—その仏教帰信年を中心に」⁽²⁾という論文で、**釈尊48歳＝成道第14年の前半期（成道第14回目の雨安居前）**としたので、もしこの因縁譚を尊重するならこの制定はこの時ということになる。なお前章で紹介したように、これより先に釈尊がガヤーシーサから王舎城に行って王舎城の多くの人々や舍利弗・目連とその仲間たちを出家させたために、王舎城の人々から「ゴータマ・ブッダがやって来て、夫を奪い、子を奪い、家系を断絶させる」という非難が生じたとされている。このエピソードもこの審査項目制定の大きな因縁となったはずであるが、その時点ではまだ「白四羯磨具足戒法」そのものが制定されていなかったで、直接の因縁とはされていない。しかしこの非難は釈尊の心の中に深く残っていたであろうから、これが制定される時には、このことも十分に勘案されたであろう。むしろ「十衆」が制定された時に、真っ先に審査項目の中に入らなかったとは考えにくい。もしそうならラーフラの因縁譚は判りやすい制定の理由として取り上げられただけかもしれない。

「負債がない」という項目は、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』ともに、ビンビサーラ王が「沙門釈氏のもとで出家した者には手出しをするな」との勅令を、世間の者が非難したことが因縁であるとされている。これだけでは決定的な証拠にはならないが、これはビンビサーラ王がジーヴァカを「仏を上首とする比丘サンガ」の侍医に任命した時のころ、すなわち釈尊45歳＝成道11年の後半期（成道第11回目の雨安居を終った後）頃のことと考えてよいのではなかろうか（先述の「研究ノート」による）。ビンビサーラはこの頃、竹林園の寄進をはじめとして、さまざまな釈尊教団の保護政策を打ち出していたと考えられるからである。

またそういう意味では「奴隷でない」という項目も同じように考えてよいであろう。もっとも釈尊 45 歳＝成道 12 年は十衆白四羯磨具足戒法制定の 1 年前のことであり、したがってその制定はここに記される因縁譚のような事件が起きた直後というわけではなく、過去のこのような体験がこの項目制定に生かされたということになる。ということで「負債がない」「奴隷でない」という審査項目は「十衆」制定の時、すなわち釈尊 46 歳＝成道 12 年の後半期（成道第 12 回目の雨安居を終えた後）のことであったということになる。

また「満 20 歳」という項目はウパーリ童子が因縁になったとされている。この童子のことはよく分からないが、『パーリ律』『四分律』『十誦律』『根本有部律』の因縁譚には阿難が登場するので、これを信頼するならもっとも早くとも阿難が侍者となった釈尊 54 歳＝成道 20 回目の雨期の後（成道 20 年の後半期）以降ということになるであろう。

なお「難法」のうちの「破僧」について、提婆達多の破僧がきっかけとなったというのは『四分律』と『五分律』のみである。出仏身血も同様であるが、この因縁に提婆達多を上げる「律蔵」はない。したがってこれも単にこのような状況がありうることを想定して制定されたものであろう。もし実際に提婆達多の破僧が因縁となったのならばその制定年はぐっと遅くなる⁽³⁾。

以上のように細かなことはよく分からないが、韃度部規定としての多くの資格審査項目は「随犯随制」されたものではなく、ありうる状況を想定して定められたもので、「遮法」の⑩父母の許可と、⑨満 20 歳を除けば、具足戒を白四羯磨によって与えることが定められたと同時であると考え、釈尊 46 歳＝成道 12 回目の雨安居後（成道第 12 年の後半期）に制定されたとしてよいのではなかろうか。

もっとも「辺罪」は『四分律刪繁補闕行事鈔』の解説どおりに波羅夷罪を犯した者という意味なら、この制定は最初の波羅提木叉の条文が制定されて以降ということになり、もしそうなら次章において考察するように波羅夷罪第 1 条の制定はこれよりもずっと後のことになるけれども、しかし第【1】章の「律蔵の体系」を考察したときにも述べたように、波羅提木叉の具体的な条文の制定は遅くとも、刑法的な法体系はすでにこの時点で釈尊の頭の中にはあり、その中の重罪が「辺罪」という用語で表わされたものと考えればよいであろう。しかし『パーリ律』と『四分律』は辺罪そのものを上げないことも注意されなければならないであろう⁽⁴⁾。

- (1) [2-2] に記したページを参照されたい。
- (2) 『印度哲学仏教学』第 21 号 北海道印度哲学仏教学会 2006 年 10 月
- (3) われわれは提婆達多の破僧年を釈尊 72 歳、成道第 38 年の後半期（第 38 回目の雨安居後）のことと考えている。「モノグラフ」第 11 号（2006 年 10 月）に掲載した【論文 11】「提婆達多（Devadatta）の研究」参照
- (4) 先に掲げた各「律蔵」の審査項目表を参照されたい。なお『四分律』の項に●を施したが、[2-1] の註 (4) に示したように、実際には辺罪を上げないと理解してよいであろう。『十誦律』は辺罪を上げ、それは先の出家の時に姪・盗・奪人命・過人法を犯した者とする。これらは四波羅夷法に相当するが波羅夷という言葉は使っていない（大正 23 p.154 下）。『根本有部律』の「出家事」は四波羅市迦の随一を犯した者と明言している（大正 23 p.1040 下）。

[3-2] とはいうものの父母の許可とか、満20歳という極めて基本的な審査項目の制定がなぜ遅れたのであろうか。ただし父母の許可は「十衆」が制定されたと同時に制定された可能性のあることは先に記した。すると残るは年齢規定である。この制定因縁を語るのは『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』であり、それぞれ精粗があるが趣旨はよく一致している。『パーリ律』をもとにその概要を紹介すると次のようになる。

王舎城（『五分律』『根本有部律』は舎衛城とする）に十七群童子と呼ばれる童子集団（*sattarasavaggiyā dārakā sahāyakā*、『四分律』は大なる者は17歳、小なる者は12歳とする）があり、そのリーダーがウパーリ童子（『五分律』は畢陵伽婆蹉とする）であった。ウパーリ童子は両親の勧めもあって、釈子のもとに出家すれば戒易く、行易く、よいものを食ひ、風の入らない臥具に寝るなど安楽な生活ができると、友だちを誘って具足戒を受けた。ところが彼らは夜中に腹が空くと、明け方まで大声で「粥を与えよ、食事を与えよ」と泣き叫んだ。比丘らは「明け方まで待ちなさい。もし粥や食があったらこれを食べなさい。もしなかったら乞食して食べなさい」と言い聞かせたが聞かなかった。この騒ぎを聞かれた世尊は阿難に「あの童子らの騒ぎは何か」と尋ねられた。阿難の報告を聞かれた世尊は、「20歳に満たない者は寒熱・飢渴・蚊虻・風熱・虫蛇によく堪忍しない。罵詈悪口にも堪忍しない。苦しみ・猛・龜利・不悅・不可意にして命を奪うようなものに耐えられない。しかし20歳に満ちた者ならこれらに耐えることができる」として、「20歳に満たない者に具足戒を与えてはならない。与える者は法に従って断ぜられる」と定められた⁽¹⁾。

なお『十誦律』と『根本有部律』は童子らに具足戒を与えたのは目連だとする。『四分律』『十誦律』『根本有部律』にも阿難が登場する。またウパーリ童子はすべての「律歳」において十七群比丘の1人とされているが、この人物はこの他には *Vinaya 'Pācittiya 065'*⁽²⁾、『根本有部律』「波逸底迦 064」⁽³⁾ に登場するのみで詳細はよく判らない。

また『パーリ律』と『四分律』には、後に年齢は入胎から数えてよいという規定が付加された⁽⁴⁾、とされている。

なお年齢規定としては沙弥年齢もある。この年齢について各「律歳」は、

『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.078）：15歳

『四分律』（大正22 p.810下）：12歳

『五分律』：－⁽⁵⁾

『十誦律』（大正23 p.151中）：15歳

『僧祇律』（大正22 p.461中）：14歳⁽⁶⁾

『根本有部律』（大正23 p.1032下）：15歳

として、必ずしも一致しないし、規定がない「律歳」さえ存する。

また後に孤児を救済するために、阿難のとりなしで食事の時に鳥を追い払うことができる年齢の小児を「驅鳥人（*kākuṭṭepaka*）」として出家させることが許されたが、この年齢を各「律歳」は、

『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.079）：鳥を追える年齢として具体的な年齢規定なし

『四分律』（大正22 p.810下）：鳥を追える年齢として具体的な年齢規定なし

『五分律』（大正22 p.117上）：大なる者は8歳、小なる者は7歳⁽⁷⁾

『十誦律』（大正 23 p.151 中）：7 歳

『僧祇律』（大正 22 p.418 上）：7 歳

『根本有部律・尼陀那』（大正 24 p.415 中）『根本有部律・百一羯磨』（大正 23 p.484 下）：7 歳

としており、これも必ずしも一致しない。なお『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』ではこの制定にも阿難が係わっている⁽⁸⁾。

以上のように多くの「律歳」ではこれらの規定の制定に阿難が係わっているため、この情報を尊重するとすれば、これらが定められたのは釈尊 54 歳＝成道第 20 年の後半期（成道第 20 回目の夏安居）以降のことということになる。

なお比丘として許される年齢規定の満 20 歳はすべての「律歳」において共通するが、沙弥や驅烏沙弥の年齢は「律歳」によって異同があり、必ずしも一致しない。年齢という基礎的な資格審査項目が「律歳」によって異なることは何を意味するのであろうか。当時のインドにおいては戸籍制度がそれほど整備されていなかったであろうから、そこで自分の年齢を知らない人が多かったという事情があったのかもしれない。このような事情は現代のインドでも同じであるから、当時は今以上に年齢規定を厳密に行いえないという事情があったのであろう。入胎から数えることが許されたとする『四分律』は、「もし具足戒を受け終わって年齢に疑いのある場合は、胎月や閏月を数えてよい」としており、これはこのような状況を物語っているのである。

またこれらの規定が基本的な規定であるに拘わらず、その制定は阿難が侍者になってからということになると、他の規定に比べてかなり後のことであったということになる。これも年齢規定を定めてもなかなか規定どおりには行われえないという事情があったのかもしれない。年齢規定制度が整った後でさえ、沙弥の年齢規定が「律歳」によって相違があり、曖昧であるのはこうしたことの名残だと思われる。

(1) *Vinaya* vol. I p.077、『四分律』大正 22 p.807 下、『五分律』大正 22 p.115 中、
『十誦律』大正 23 p.150 中、『根本有部律』大正 23 p.1032 中

(2) vol.IV p.128

(3) 大正 23 p.849 上

(4) 『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.093）、『四分律』（大正 22 p.811 上）

(5) 明確には規定されていないが、驅烏沙弥は大なる者は 8 歳、小なる者は 7 歳とするから、そうすると 9 歳以上が沙弥の年齢資格と考えているのかもしれない。

(6) 「沙弥有三品。一者從七歲至十三。名為驅烏沙弥。二者從十四至十九。是名苾芻沙弥。三者從二十上至七十。是名名字沙弥」とする。

(7) 註(1) 参照。『弥沙塞羯磨本』（大正 22 p.216 下）の「初度沙弥法」のなかで割註して、「律中、聽度七歲小兒能驅烏者」とするが、『五分律』本文中にはこの文章は見いだせない。

(8) 阿難が登場するのは『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』である。

[3-3] 満 20 歳規定は阿難が侍者になって以降に制定されたとするなら、「十衆」が制定されてから阿難が侍者になるまでに 8 年が経過しているから、少なくともこの 8 年間は年齢規定はなかったということになる。もちろん白四羯磨具足戒法が制定される以前には、年齢はいうに及ばず出家資格審査項目というものがいっさい存在しなかったから、仏弟子たちが

三帰依によって具足戒を与えていた数年間は、彼らは自分たちのまったくの恣意によって出家・具足戒を与えていたことになる。だからこそ前章において述べたような問題が生じたのである。

なお具足戒を与える際には父母の許可を必要とする規定が定められるきっかけとなったラーフラを、『パーリ律』と『四分律』は釈尊が舍利弗に命じて沙弥として出家させたとしている。そしてこのとき沙弥としての出家は三帰依の三唱によって行うべきことが定められた⁽¹⁾。これによればこのときはじめて沙弥の制が始まったような印象を受けるが、しかしながらそれ以前にすでに沙弥が存在していたことは、『パーリ律』も『四分律』もラーフラの出家記事の前に、沙弥についての規定が散見されることによって知られる⁽²⁾。

とはいいいながら白四羯磨具足戒法が制定された時に初めてサンガが成立し、この時にサンガの正式メンバーはどのような者であるべきかという問題が生じたのであるから、沙弥の存在はこれ以前には遡れないであろう。おそらくこの時点で出家していた修行者が正規の修行者である「比丘」と、見習いの修行者である「沙弥」に分別されたのであろう。しかしこの時点ではまだ年齢規定はなかったのであるから、その分別は年齢によったのではなく、なかには出家したものの一生涯修行者としてやっていく覚悟のないいわば見習い程度の自覚で出家した者もいて、このような者が沙弥として位置づけられたのではなかろうか。年齢規定ができた以降も、満20歳をすぎているけれども沙弥として出家する者が存在したから、そうした沙弥の走りであったわけである。

ところでこの**満20歳規定**は阿難が侍者になった以降に制定されたとして、それでは具体的に仏成道の何年くらいに制定されたとするべきであろうか。この制定因縁には阿難のほかには目連とウパーリ童子が登場するが、ウパーリ童子のことは不明であるから、これらは考察の材料とはならない。しかしこのような基本的な規定がいつまでも制定されないままに放置されていたとも考えられないから、とりあえずは**阿難が侍者になった釈尊54歳＝成道20年の後半期**ということにしておきたい。『パーリ律』『四分律』『十誦律』はこれが定められたのは釈尊が王舎城におられたときとするから、この条件も満足する。

(1) 『パーリ律』*Vinaya* vol. I p.082、『四分律』大正22 p.809下

(2) 『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.077）も『四分律』（大正22 p.807下）もラーフラの出家記事の前に20歳未満の者に具足戒を与えることが禁止され、続いて『パーリ律』は15歳未満、『四分律』は12歳未満の者を出家させることが禁じられ、さらに続いて駆鳥人の規定も定められている。また『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.079）ではその後に続けて2人の沙弥を蓄えてはならないことも定められている（*Vinaya* vol. I p.079）。ただし『四分律』（大正22 p.811上）はこの規定についてはラーフラの出家よりも後に記述されている（大正22 p.811上）。

[3-4] 以上「十衆白四羯磨具足戒施行細則章」の記述のうち「十遮十三難」を中心にその制定年を検討した。しかしこの「十衆白四羯磨具足戒施行細則章」には「十遮十三難」のみならずその他細々とした「施行細則」が定められている。サンガや衆人を和尚にしてはならないとか、身体障害者の問題とか、新参比丘が依止なしでよいケース等々である。これらは微細で雑多な規則であるがゆえに、「十衆」の基本規定が制定された時には予測できなかったであろうことは想像される。したがってこれらもすべて「十衆」が制定された釈尊46歳

＝成道第12年の後半期に同時に制定されたと考えるわけにはいかない。とはいってもこれらの制定年を推定するだけの情報が残されているわけではないし、サンガの形成史にはそれほど重要な要素でもないから、これらは不明なままにしておく。

〔4〕 「受戒韃度」以外の韃度の制定年

本章では「受戒韃度」の「十衆白四羯磨施行細則章」に記されている「遮」「難」を中心に、その制定年度を検討してきた。第【1】章の「律蔵の体系」で示したように、韃度部には「受戒韃度」のほかにも多くの韃度がある。本節では簡単にこれらその他の韃度に含まれる規定の制定時期を考えておく。いうまでもないが、それは文献としてのそれぞれの韃度の成立とは関係がない。

韃度部として編集されている韃度は、大きく分類するとその内容から次の4つのグループに分けることができる。第1のグループはサンガの運営方法を主題としたもの、第2のグループはサンガが行うべき定例行事の行い方を主題としたもの、第3のグループは比丘個人やサンガの日常生活を主題としたもの、第4のグループは波羅夷と僧残は刑法、捨墮以下は軽犯罪法に比すことができるとすれば、それらの訴訟法ともいべきものを主題としたものである。以下にはこのグループを単位として考察する。

なお本節には「研究ノート」で考察した結果を多く紹介することになる。「緒言」においてお断りしたように、これは近日中に公刊を予定しているが、今はまだ公表しておらず、著者が原稿として持っているものである。したがってこのようなものを持ち出すのは不適切であるが、韃度の中に取り上げられている諸規定の制定年もかなりの範囲でそれを推定できるということをお分かりいただき、またその大体のイメージを描いていただきたいという想いで、あえて紹介させていただいた。なお「年表」と称するものも用いているが、これは今まで主に「モノグラフ」で公表してきた論文の成果を土台にして、この「研究ノート」の成果も盛り込んで作成した「釈尊および釈尊教団史年表」をさしている。これもいまだ公表されていないが、これは「研究ノート」の公刊よりはいくらか遅れることになるかもしれない。

またここでは煩雑になることを恐れて、漢訳律は捨てて『パーリ律』の韃度部のみを対象にしている。しかしこの「研究ノート」では、もちろん今まで報告してきた【論文】のように、A文献と呼んでいる原始聖典に属する「律蔵」と「経蔵」や、B文献と呼んでいる註釈書や仏伝経典などすべての文献史料を調査の対象としていることはもちろんである。

〔4-1〕 サンガの運営方法を主題とした第1のグループには、サンガが出家・具足戒を求める者にどのように具足戒を与えるべきかを規定した大品第1「大韃度」（漢訳では受戒韃度）を初めとして、羯磨の成立・非成立を規定した大品第9「チャンパー韃度」、分裂してしまったサンガを再び和合状態に戻す手続きを説いた大品第10「コーサンビー韃度」、ブツダに対する反逆的破僧行為の調停法を説いた小品第7「破僧韃度」が含まれる。また小品第10「比丘尼韃度」は比丘尼に関するさまざまな規定が含まれるが、しかしこれは比丘サンガが比丘尼サンガに対してどのようなスタンスに立つべきかを定めたものと考えればここに含

めてよいであろう。また小品第11の「五百韃度」と第12の「七百韃度」は、釈尊滅後のサンガの紛争について記したものであるが、これもこのような紛争をどのようにサンガが処置したかという実際例を記したものであるからここに含めることができる。

これらの韃度に含まれる諸規定のうち、その制定年度についてすでに結論が出ているのは「破僧韃度」と「コーサンビー韃度」である。前者は提婆達多の破僧を因縁とするものであり、提婆達多の破僧については「モノグラフ」第11号（2006年10月）に掲載した【論文11】「提婆達多（Devadatta）の研究」において詳しく検討済みで、この破僧事件は**釈尊72歳＝仏成道第38回目の雨安居後（成道38年の後半期）**に起こったとしてあるので(1)、これに従えばこの「破僧韃度」はこの時に説かれたことになる。

また後者の「コーサンビー韃度」は、コーサンビーで起こった破僧事件を因縁とするものであって、このコーサンビーの破僧事件は、「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」において、**釈尊69歳＝仏成道35年（成道第35回目の雨安居後）**の釈尊としては3回目のコーサンビー訪問の時に起こったとしておいた(2)。このコーサンビー韃度はこの破僧事件がどのように起こり、また収束したかを語ったものであるから、この時に説かれたものである。ちなみにこれは提婆達多の破僧事件が起こる3年前のことになる。

そして「比丘尼韃度」はマハーパジャーパティー・ゴータミーが最初の比丘尼として認められ、その直後に成立した比丘尼サンガが主題になるものであるから、マハーパジャーパティー・ゴータミーが比丘尼になることから始まることになり、これについてもすでに「モノグラフ」第10号（2005年4月）に掲載した【論文10】「Mahāpajāpatī Gotamīの生涯と比丘尼サンガの形成」において検討済みであり、ゴータミーが比丘尼となったのは釈尊60歳であり、比丘尼サンガが成立したのは釈尊63歳のこととしておいた(3)。ただしこの論文では釈尊の年齢を入胎から数えてあり、また若干の修正も加えて、出胎を誕生とする年齢では**ゴータミーが比丘尼となったのは釈尊58歳＝成道24年の後半期（成道第24回目の雨安居後）**のこと、**比丘尼サンガが成立したのは釈尊61歳＝仏成道第27年の後半期（成道第27回目の雨安居後）**のこととしておきたい。この韃度にはさまざまな比丘尼に関する規定が含まれているが、すべてはこれ以降に制定されたということになる。ただしこれらの規定制定に係わる特記すべきエピソード記事は見られない。

「チャンパー韃度」は釈尊がアンガ国のチャンパーにおられた時を舞台としているが、これについても「釈尊のアンガ国訪問年の推定」という「研究ノート」の草稿をすでに執筆済みであり、ここでは「チャンパー韃度」を説かれたのは**第3回目のアンガ訪問の釈尊66歳＝成道32年の雨安居明け**のこととしてある。

残りの「五百韃度」と「七百韃度」は釈尊入滅の年の雨安居中に開かれた王舎城における第1結集と、入滅後100年(4)にヴェーサーリーにおいて開かれた第2結集の様子が描かれているのであるから、その年代については紛れがない。

このようにサンガの運営方法を主題とした韃度の第1グループについては、すべてこれらの因縁となった主要な事績の年代推定は終わっており、この中に含まれている規定はそれぞれそれが該当する事件の年代に制定されたことになる。

(1) 「モノグラフ」第11号 p.100 参照

- (2) この論文は入胎を誕生とする満年齢で数えているので、釈尊 70 歳の時としている。「モノグラフ」第 14 号 p.252 参照
- (3) 「モノグラフ」第 10 号 p.070 の略年表参照
- (4) 『パーリ律』（*Vinaya* vol. II p.294）、『四分律』（大正 22 p.968 下）、『五分律』（大正 22 p.192 上）。『十誦律』（大正 23 p.450 上）は「仏般涅槃後一百一十歳」とし、『僧祇律』（大正 22 p.493 上）は「仏般泥洹後」とするのみ。

〔4-2〕 第 2 のグループはサンガが行うべき定例行事の行い方を主題としたもので、これには布薩の行い方を定めた大品第 2 「布薩犍度」、雨安居の行い方を定めた大品第 3 「入雨安居犍度」、雨安居を出る際に行う自恣の行い方を定めた大品第 4 「自恣犍度」、予備衣をもつことができるようにするためのサンガ行事としての迦絺那衣式の行い方を定めた大品第 7 「迦絺那衣犍度」、布薩の際に非法者の布薩をどのように遮すべきかを定めた小品第 9 「遮説戒犍度」が含まれる。

このうち「布薩犍度」と「入雨安居犍度」に規定された**布薩と雨安居の制**は、「モノグラフ」第 14 号（2009 年 5 月）に掲載した【論文 16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」において、「十衆白四羯磨具足戒法」が制定された頃に制定されたものであろうとしておいた⁽¹⁾。すなわち前章の【5】「十衆白四羯磨具足戒法の制定とサンガの形成」において結論を出しておいたように、**釈尊 46 歳＝成道第 12 年の後半期（雨安居後）**ということになる。その理由はこの「十衆」が制定された時に「各地に散在する個別のサンガ」が成立し、それはとりもなおさずこれらを緩い形で統括する「釈尊教団」も成立したことをも表わし、「釈尊教団」が存在するためには「各地に散在する個別のサンガ」を 1 つに収斂するためのシステムが必要で、それが「布薩」と「雨安居」の制であり、また法制化はされなかったが慣習法として確立されることになった「遊行」であり、したがって釈尊教団成立の裏には、このようなシステムが必然的に形成されていたはずであるとしておいた⁽²⁾。また王舎城の竹林園に僧院が建設され、その時たまたま王舎城に来ていた舎衛城の給孤独長者がこのことを見聞して、舎衛城にも精舎を建設しようと思いついたのもこの頃であり、それは月 2 回の「布薩」のためでもあったであろう。

このように考えることを前提とするなら、布薩の施行細則ともいうべき「遮説戒犍度」や、雨安居を出る時に催される「自恣犍度」の骨格が制定されたのもこの頃のことということになる。ただし「布薩」は波羅提木叉を説く会であるとする、この時点ではまだ波羅提木叉は制定されていなかったのではないかという疑問が生じるかもしれない。しかし『パーリ律』⁽³⁾『四分律』⁽⁴⁾『五分律』⁽⁵⁾によれば、布薩の始まりは外道梵志が月の 14 日、15 日、8 日に法を説き、法を聞かんとするために集会しているのに倣って始められたもので、最初は法を説き、義を説いたとされている。具体的には、「諸悪莫作 衆善奉行 自浄其意 是諸仏教」の諸仏通誠偈を説いたり、「三宝・念処・正勤・神足・根・力・覚・道を讃歎したり、施主のために諸天を讃歎」したりしていたのである。しかる後に学処が定められるようになり、そのとき波羅提木叉を誦すようにしようと改められたことになっている。したがって布薩は波羅提木叉が制定される以前に始まっていたのである。

また「迦絺那衣犍度」の主題の迦絺那衣については、「モノグラフ」第 17 号（2012 年 5

月)に掲載した【論文23】「迦絺那衣(Kathina)の研究」において詳細な検討をした。しかしそのときには迦絺那衣とはどのようなものであるかを追求することばかりに気を取られて、この制度が制定された年度には思いが至らなかった。今改めてこの論文を読み返してみてもその中にはあまりその年度を推定せしめる材料は含まれていないようである。しかしこの制度が制定されたのは釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされた時で、その因縁譚には阿難が登場しないことが注意される。もしこの情報を尊重するなら、この制定は舎衛城に祇園精舎が建設された釈尊48歳＝成道第14回目の雨安居以降(仏成道14年)から阿難が侍者になった釈尊54歳＝成道20年までの間ということになるであろう。しかし祇園精舎建設当年とすることもためられるから、われわれが作っている「年表」では、この間に釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされた年は釈尊53歳＝成道第19回目の雨期であるから、**迦絺那衣の制度が制定されたのは釈尊53歳＝成道第19年の後半期(成道19回目の雨安居明け)**ということにしておく。迦絺那衣は日常生活に欠かすことのできない「衣」と重要な係わりを有するものであり、そう遅い時期に定められたということはないであろうから、年度としては妥当なところであろうと考える。

これらに含まれる細々とした具体的な規定の制定に関しては、「布薩羯度」「入雨安居羯度」「自恣羯度」「迦絺那衣羯度」「遮説戒羯度」のいずれにも特記すべき事件は記されていない。

- (1) 「モノグラフ」第17号 p.086 参照
- (2) 「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文14】「『釈尊のサンガ』論」を参照されたい。
- (3) *Vinaya* vol. I p.101
- (4) 大正22 p.816 下
- (5) 大正22 p.121 中

[4-3] 第3のグループは衣・食・住を初めとする日常生活上の雑多な規定を集めたもので、小品第8「衣羯度」、小品第6「菓羯度」、小品第6「臥坐具羯度」はそれぞれ衣・食・住についての規定、小品第5「皮革羯度」は皮革についての規定、また小品第5「小事羯度」はサンガの中の集団生活の方法に関する規定、小品第8「儀法羯度」は旧比丘が客比丘を迎えるための接待法や客比丘の作法などに関する規定を集めたものである。

このなかの「衣羯度」には衣に関する多くの雑多な規定が含まれ、その制定因縁にもたくさん的人物が登場するが、その中で注目すべき人物は居士衣が許される機縁を作った医師ジーヴァカ(Jivaka-komārabacca)と、終生サンガに雨浴衣・客比丘の食・遠行比丘の食・病比丘の食・看病比丘の食・病薬・粥・比丘尼の水浴衣を布施するという八願が許されたといわれるヴィサーカー・ミガーラマター(Visākhā Migāramātā)である。

ジーヴァカについては[3-1]の十遮の1つとしての5種の病の制定年にふれたときに紹介したように、すでに「研究ノート」として「ジーヴァカの侍医就任年」を執筆済みであり、ここでは釈尊が糞掃衣以外の居士衣を許されたのは**釈尊46歳＝成道12年**のことであったとしておいた。サンガが成立したと同時期ということになる。

またヴィサーカー・ミガーラマターについては「モノグラフ」第12号(2007年4月)に掲載した【資料集7】岩井昌悟・本澤綱夫・カタプンニョー比丘編「Visākhā

Migāramātā 関係資料」において諸種の資料を集めて整理したことがあるが、その年代推定はなされていなかったもので、これも「東園鹿子母講堂 (Pubbārāma Migāramātupāsāda) 寄進年」なる「研究ノート」を執筆してあり、ここでは**東園鹿子母講堂の寄進年を釈尊68歳＝成道34年の雨安居前**としておいた。八願が許されたのは *Dhp-A* によれば東園鹿子母講堂の寄進の直前に記述されており⁽¹⁾、これに従えばこれも鹿子母講堂の寄進年と同じころとしておいてよいのではなかろうか。

「菜麩度」にも食に関する雑多で数多くの規定が含まれ、さまざまな人物が登場している。そのなかで注目すべきは、乳を飲むことと道路糧が許可された因縁となったバツディヤ城の使っても使っても歳がいっぱいになるという不思議な能力を持つメンダカ (*Meṇḍaka*) 長者と、アンバの果汁など8種の飲料の許可などの因縁となったアーパナの螺髻梵志ケーニヤ (*Kenīya*) である。メンダカとケーニヤのこの事績については、これもすでに「研究ノート」の「釈尊のアンガ国訪問年の推定」において検討してあり、**釈尊のバツディヤとアーパナ訪問**は釈尊の最初のアンガ訪問に関連させて考えるべきであり、そうすると**釈尊52歳＝成道18年の前半期（雨安居前）**のことであって、このときには釈尊は王舎城からではなくヴェーサーリーから南東に向かって下り、バツディヤとアーパナを経由してからガンジス河をわたってチャンパーに入られたのではないかとしてある。したがっておそらくその前年の釈尊51歳＝成道17年の雨期はヴェーサーリーで過ごされたのであろう。

またここにはまるで『涅槃経』をなぞるような、釈尊が王舎城から城を建設中のパーティリ村を経由してアンバパーリ園まで行き、姪女アンバパーリーからアンバパーリ園を寄進されるという遊行の場面がある。この間は食に係わる規定の制定などは含まれていないから、なぜこの一段がこの麩度に含まれているのか不思議である。

「臥坐具麩度」は僧院や臥坐処に関するさまざまな規定が集められたものであり、その冒頭は釈尊が初めて僧院の建設を認めたという記事である。それは王舎城の長者によって**竹林園の中に1夜に60の僧院を建設され、俗にいう「四方サンガ」に寄進された**というもので、「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」では、釈尊成道12年か13年のことであろうとしておいた⁽²⁾。「年表」では暫定的に**釈尊46歳＝成道12年の雨安居の後**のことであったとしている。

そして僧院の備品などの規定が説かれたのち、**給孤独長者による祇園精舎の建設と寄進**の記事が記されている。これは「コーサラ国波斯匿王と仏教ーその仏教帰信年を中心に」（『印度哲学仏教学』第21号 北海道印度哲学仏教学会 2006年10月）という論文で**釈尊48歳＝成道14年の雨安居前**のこととしておいた⁽³⁾。

「皮革麩度」にも皮革についてのいくつもの規定が含まれているが、ソーナ・コーリヴィサ (*Soṇa-kolivisa*) を因縁として一重の履が許されたことと、ソーナ・クティカンナ (*Soṇa-kuṭīkaṇṇa*) を因縁として辺地においては数重の履が許されたことが中心主題である。

このうちソーナ・コーリヴィサを因縁として一重の履が許されたのは、コーリヴィサが出家してあまりに激しい修行をしたために足から血を流し、そのため釈尊が琴の比喻をもって中道を説かれたという有名なエピソードに関連し、これによってコーリヴィサが阿羅漢果を得た後のこととされている。このコーリヴィサが阿羅漢果を得たのは「研究ノート」の「釈尊のアンガ国訪問年の推定」において阿難が侍者になった後のことであろうとしている。し

たがって一重の履が許されたのは**釈尊54歳＝成道20年以降**のことということになる。

またソーナ・クティカンナを因縁として辺地においては数重の履が許されたのは辺地における「持律第五白四羯磨具足戒」が制定されたのと同時であって、これは次章の第【7】「摩訶迦旃延（Mahākaccāna）の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」の主題である。結論を先取りすればこれは**釈尊65歳＝成道31年の後半期（第31回目の雨安居後）**のこととしたので、一重の履が許されたほぼ10年後のこととなる。

「小事韃度」はそれこそ雑多なサンガ内の生活方法に関する規定を集めたものであるが、ここに取り上げられている因縁譚の中で注目されるのは、釈尊が布衣を踏むべからずと定められたバग्ガ（Bhagga）国に**ボーディ王子が建てたコーカナダ（Kokanada）と名づける宮殿に釈尊が招待された**ときのことであるとするものである。これは「モノグラフ」第14号に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」（2009年5月）においてすでに検討済みであり、釈尊77歳の時ではないかとしておいた⁽⁴⁾。しかしこの論文は入胎から数える満年齢を採っているのので、出胎から数える本稿では**釈尊76歳＝成道42年の前半期（雨安居前）**ということになる。

なお「儀法韃度」には取り上げるべき釈尊のエピソードは何も含まれていない。

- (1) vol. I p.408. なお東園鹿子母講堂建設の由来は pp.409～417 である。「モノグラフ」は pp.146～157
- (2) 「モノグラフ」第14号 p.087 参照
- (3) ホームページ <http://www.sakya-muni.jp/> にアップしてあるので参照されたい。
- (4) 「モノグラフ」第14号 p.252 参照

[4-4] そして第4のグループは波羅提木叉と密接に関連する、その訴訟法ともいうべきものを主題としたもので、小品第1「羯磨韃度」は本来は個人間で解決すべき軽犯罪的な事件の訴訟方法を定めたものであるから民事訴訟法に、小品第4「滅諍韃度」は刑法に関する刑事訴訟法に相当するといえることができる。また小品第2「別住韃度」と第3「集韃度」は僧残罪の処刑方法を定めたものであるから、これはつい最近まで「監獄法」とよばれていた「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に相当するといえることができる。

波羅提木叉が刑法、軽犯罪法に相当するものとすれば、これに違反した場合の処罰方法や調停・裁判に関する刑事訴訟法・民事訴訟法に相当するものが、本体の刑法、軽犯罪法よりも先に制定されるということもありえない。しかし第【1】章の「律蔵の体系」において述べたように、反面では刑法、軽犯罪法は刑事訴訟法、民事訴訟法のようなものがなければ実質的な施行はできないから、訴訟法とは別に制定されるということもありえない。そういう意味では波羅提木叉が制定されたと同時にこれらも制定されたということになる。ところが波羅提木叉自身は随犯随制されたとされている。しかしこの訴訟法は波羅提木叉全体に対する通則のようなものであるから、これが随犯随制されたということもありえない。このようなことを考えると、「律蔵の体系」のところで述べたように、波羅提木叉の最初の制定である波羅夷罪の第1条はかなり後に制定されたとしても、波羅提木叉の体系はその前に構想されていなければならないはずであり、これと同時にこれら訴訟法も構想されていたものと考えられる。波羅夷罪の制定年は次項以降に検討することになるが、その制定年はともかく律

藏の構想の骨格はすでに「十衆」が制定され、サンガが形成された時にでき上がっていたと考えてよいのではなかろうか。しかしその施行年度は、波羅夷罪の第1条が制定された時ということになる。結論を先取りすれば、それは釈尊57歳＝成道第23年の前期のことである。

これらの中に含まれる具体的な規定に関していえば、「羯磨犍度」に含まれる「罪を見ざるによる挙罪羯磨」「罪を懺悔せざるによる挙罪羯磨」は、世尊がコーサンビーにおられるときにチャンナの不行跡を因縁として制定されたとしている。このチャンナの不行跡はおそらくコーサンビーの破僧事件の伏線となったものであろう。破僧はこの不行跡が溜まりにたまった結果として引き起こされたのであろうからである。このように考えると挙罪羯磨の制定は破僧がなされたときのコーサンビー滞在時ではなくそれよりも前ということになり、「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」では、釈尊が破僧以前にコーサンビー訪れられたのは**釈尊60歳＝成道26年**のことであったとしてあるから、**この制定**もその年であったとしておきたい。波羅夷罪第1条が制定された3年後のことということになる。

「滅諍犍度」に含まれる「憶念毘尼」はダッバ・マッラプッタ（Dabbamallaputta）にちなんで制定されたとされている。ダッバは生まれて7歳で阿羅漢果を得て、選ばれてサンガの臥坐処を配分し、請食を差配する役職をしていたとされるが、詳細は判らない。

「別住犍度」と「集犍度」には特記すべきほどのエピソードは記されていない。